

施策No.23 生活困窮者の自立支援

施策の目的

対象	意図
生活困窮者 生活保護受給者	①安心して生活ができるようになる ②自立（※ここでいう自立とは、経済的・社会的・日常生活の自立をいう）した生活ができる

現状

本市の生活保護世帯は、平成21年度末現在で261世帯、被保護人員341人、保護率11.21%となっており、景気の低迷も重なり増加傾向にあります。

世帯類型別構成比では、高齢者世帯が54%で最も多く、傷病世帯15%、障がい世帯10%、母子世帯10%、その他世帯17%となっています。

生活保護の新規受給に関する相談件数は、平成20年度と平成21年度を比較すると76件から110件に、申請件数も39件から58件に増加しています。相談理由としては、解雇等による就労収入の減少または喪失、世帯主の傷病が多く、年齢では42歳～63歳の人急増しています。

ここ数年、働く場所や機会が減少し、稼働年齢であってもなかなか就労できず生活保護受給者になるケースが増えてきており、今後も増加することが予想されます。また、高齢化の進行に伴い年金受給額の少ない高齢者が病気などの理由により生活保護受給者になるケースや、都市部から親兄弟を頼って帰省し、結果として保護受給に至るケースも出てきています。

生活保護受給世帯から自立した世帯数は、平成20年度は13件でしたが、平成21年度には8件となっています。内訳としては、就労開始4件、扶養義務者の引き取り・経済的援助2件、社会保障給付費の増加（年金の遡及等）2件となっています。

長引く景気低迷の影響により、就労の場がないことや、扶養義務者の引き取りや経済的援助が望めないため生活保護からの自立が難しい状況となっています。

今後の状況変化

- ・景気の低迷や高齢化の進行に伴い、生活保護の受給者は年々増加していくと予想されます。
- ・国の制度改定により、市の費用負担が増える可能性があります。
- ・生活保護受給世帯の世帯累計別構成比は「高齢者世帯」が過半数を占めていますが、伸び率では「その他世帯」「傷病世帯」が増えてきており、今後もこの傾向が続くことが予想されます。

課題

- ・日常生活を営むうえで困窮している市民の実態に応じた自立を支援するとともに、相談体制の充実を図る必要があります。
- ・生活保護からの自立が図れるように、就労支援の取組みを推進する必要があります。
- ・保護の適正実施の必要があります。
- ・年金未納解消を図る必要があります。

第4章 基本計画 政策4：ともに支えあう明るく元気な人づくり

～施策の方針～

低所得者の安定した生活と自立を支援するために、相談体制を充実し、生活保護制度の適正な運用に努めます。また、生涯にわたる生活の基礎の安定を確保するため、国民年金制度の周知を図ります。

目的の達成度をあらわす指標とその目標値

成果指標	平成21年度現状値	平成27年度目標値 ()は成り行き値
A 生活保護受給率（人口千人に対する割合）	11.21%	14.00% (14.19%)
B 生活保護受給世帯から自立した世帯数	8世帯	9世帯 (8世帯)

目標設定の考え方

A：生活保護受給率（被保護者数／市内人口×1000）は、市内人口は減少しますが、被保護者数は景気低迷の影響を受け今後も増加すると予想し、平成27年度における成り行き値は、14.19%を見込みます。目標値は、成果指標Bの目標値設定から14.00%をめざします。

B：生活保護受給世帯から自立した世帯数は、過去の実績及び景気の見通しから平成27年度における成り行き値は、平成21年度水準で推移すると見込みます。目標値は、成り行き値よりも1世帯多い9世帯／年をめざします。

目標達成に向けた基本的な取組

- 生活困窮者の不安解消のための情報提供や相談体制の充実を図ります。
- 自立支援プログラム²⁸の活用やハローワークなどの関係機関と連携を図り、就労による自立を支援します。
- 個々の被保護者に応じた生活指導を行うなど生活保護を適正に実施し、生活保護を受けている人の生活の安定を図ります。
- 国民年金制度の周知を図るとともに、保険料の免除や猶予を利用することなどにより年金受給権を確保し、安定した老後の生活が送れるようにします。

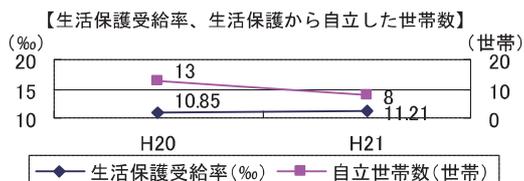
協働による市民と行政の役割分担

市民（住民、事業所、地域、団体等）の役割

- 市民は、勤労意欲を持ち、自立した生活に努めます。
- 高齢や障がい、病気などで働けなくなった時に備えて年金保険料を確実に納付します。
- 民生委員は、市民からの相談を受け、行政と連携して生活困窮者の支援をします。
- 社会福祉協議会は、生活困窮者に対する適切な資金の貸付を行います。
- 事業者は、制度を理解して、就労の支援を行います。

行政の役割

- 国、県、市は、生活保護制度の適正な運用により、最低限度の生活水準を保障します。
- 自立に向けた助言・指導を行います。
- 民生委員、医療機関、警察等関係団体と連携し、生活保護制度を適正に実施します。
- 国民年金制度の周知を図ります



資料：伊佐市福祉事務所

²⁸ 自立支援プログラム：平成17年度に厚生労働省が被保護者の自立支援のために導入した制度。福祉事務所等の生活保護の実施機関が、被保護世帯全体の状況を把握したうえで、自立支援の具体的内容や実施手順等を内容とする世帯類型ごとの「個別支援プログラム」を定め、これに基づいて個々の被保護者に必要な支援を実施すること。